

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

激動する経営環境の下、株主の皆様のご期待にお応えする企業経営を行うためには、企業競争力の強化及び経営の健全性を向上させるなどのコーポレート・ガバナンスを推し進めることが必要不可欠であります。

このような中、当社では取締役による経営判断の迅速化及び各取締役による内部統制機能・リスク管理機能の充実を図ることにより企業価値を継続的に高めていくことが経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社では、取締役が海外営業、国内営業、技術、生産、管理の各本部及びその他部門にわたり業務の執行または監督を行うとともに、各役員が出席する取締役会において、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社長及び各本部・部門の担当取締役の出席の下、開催される経営会議に常勤監査役も同席し、各取締役が担当部門を含めた業務執行状況及び経営課題もしくは担当本部・部門のリスクや法令遵守状況等を詳細に報告し、その報告に基づき各取締役の意思決定が行われるとともに、業務執行に関する監視及びリスク管理等を行うことでコーポレート・ガバナンスが十分に機能するよう体制を整えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会における権利行使】

当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の状況等を勘案し、議決権の電子行使に向けた環境作りや招集通知の英訳について引き続き検討を進めています。

【補充原則3 - 1 - 2 情報開示の充実】

当社の株主における海外投資家の状況等を勘案し、招集通知を含めた英語での情報提供・開示について引き続き検討を進めています。

【補充原則4 - 2 - 1 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、中長期的な業績向上を目指しており、そうした視点から持続的な企業価値の向上と経営陣の報酬を連動させるべく、自社株報酬制度の検討を継続的にを行っています。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立及び客観性の観点に立ち、持続的な成長と企業価値の向上に向けた体制を整えることを目的に、現在1名の社外取締役を選任していますが、より実効性を高めるため、独立社外取締役を複数名とすることは重要であると考えており、今後の増員に向けて引き続き適任者の選任を進めていきます。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、各取締役が自らの業務執行内容を自己評価するとともに、相互にその業務執行状況を確認し、取締役会全体の実効性について評価しています。なお、その評価結果に関する開示については、今後の検討課題と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、企業価値の向上及び持続的な発展のため中長期的な視点に立ち、協業関係又は取引関係等の強化や地域社会との関係等を勘案し、政策保有を行うこととしています。また、その株式に係る議決権行使については、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権の行使を行います。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、当社役員又は当社役員が実質的に支配する法人との取引のうち利益相反取引については、取締役会での審議・決議を行うこととしています。また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、会社の持続的な発展のため、会社に不利益にならないよう必要に応じ取締役会に上程し、判断しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社の情報発信に関する取り組みは以下の通りです。

- (1) 経営理念及び中期経営計画を当社ウェブサイトや会社説明会資料等にて開示しています。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ウェブサイト及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しています。
- (3) 取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンス報告書にて開示しています。その具体的手続きについては、取締役会において審議し決定しています。
- (4) 「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」については、当社ウェブサイトにて開示しています。
- (5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を定時株主総会招集通知にて開示しています。なお、社外役員候補者以外の取締役及び監査役の選任理由についても、定時株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会規則を定め、法令に準拠するとともに会社が重要と判断する事項について取締役会で決議する内容を定めています。また、職

務を定めた規程により、経営陣が執行できる権限の範囲を明確にしています。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立及び客観性の観点に立ち、持続的な成長と企業価値の向上に向けた体制を整えることを目的に、現在2名の社外取締役を選任しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役を選定しています。また、当社取締役会は、独立社外取締役の選定にあたり、取締役会における率直・活発な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、定款においてその取締役の員数を10名以内と定めています。また、その内、社外取締役については複数名を選任することが望ましいと考えています。なお、その選任及び手続きについては当社ウェブサイトにて開示しています「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に基づき、実施しています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、必要となる時間・労力を確保しています。また、当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼務状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて、開示を行っています。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役及び監査役に対するトレーニングにおいては、上場企業の役員としての社会的責任の遂行、コンプライアンスの遵守、企業の持続的な発展等を重視して行うこととしています。

【補充原則5 - 1 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、社長及びIR担当取締役等が積極的に株主との対話の場に出席するとともに、経営企画室のIR担当者による面談も適宜行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イチカワ株式会社	2,250,000	12.34
アイホン従業員持株会	763,439	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	736,800	4.04
株式会社みずほ銀行	726,000	3.98
三菱UFJ信託銀行株式会社	607,400	3.33
市川 周作	545,122	2.99
日本生命保険相互会社	490,480	2.69
第一生命保険株式会社	480,000	2.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	404,900	2.22
住友生命保険相互会社	364,800	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
入谷 正章	弁護士											
山田 潤二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
入谷 正章	○	——	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待しております。 また、当社の関係会社、主要株主、主要取引先の出身者等でない、取引所が定める独立要件を全て充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員として選定しました。 当該社外取締役が独立役員であることにより、当社の取締役会の意思決定における客観性が高まるとともに、取締役会における監督機能の強化が図られ、経営の健全化と透明性の向上が期待できます。

山田 潤二	○	——	長年にわたって企業経営・金融業界に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと期待しております。 なお、山田氏が以前所属していた金融機関との間には、取引関係がありますが、同金融機関退職後10年以上が経過しており、取引所が定める独立要件を充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役であると判断し、独立役員として選定しました。 当該社外取締役が独立役員であることにより、当社の取締役会の意思決定における客観性が高まるとともに、取締役会における監督機能の強化が図られ、経営の健全化と透明性の向上が期待できます。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査業務は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。監査業務は定期的に、または必要に応じて行っております。

監査役は、会計監査人と年間監査計画の確認を行うとともに監査結果の報告及び必要の都度相互の情報交換を行うなどの連携を密にしており、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

内部監査部門としては、社長直轄の部門として監査室を設置しており、年間を通じて全部門の業務監査を「内部監査規程」に基づき実施し、法令または社内規程等に照らして不備等があった場合は当該部門に対して改善指示を出すとともに、社長に監査結果及び改善状況を報告しております。なお、常勤監査役と月1回以上の頻度で情報交換のための会合を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立岡 亘	弁護士										○			
石田 喜樹	その他						○							
加藤 正樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立岡 亘	○	——	弁護士としての専門知識並びに経営に関する高い見識と監督能力を有しており、客観的かつ中立的な立場からの監査及び助言を期待しております。 なお、当社の顧問弁護士事務所に所属する弁護士ではありますが、当社担当弁護士ではなく、また、顧問弁護士事務所への年間顧問料においても取引所が定める独立要件のひとつである、多額の金銭その他財産を得ていないものと当社では判断しております。これらの結果、独立要件を全て充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員として選定しました。 当該社外監査役が独立役員であることにより、当社の取締役会の意思決定における客観性が高まるとともに、監査役会による監督機能の強化が図られ、経営の健全化と透明性の向上が期待できます。
石田 喜樹		——	石田国際特許事務所の代表である弁理士であり、また、株式会社イシックスの代表取締役社長であります。弁理士としての専門知識だけでなく経営者としての高い見識と広範な見地また監督能力を有しており、客観的かつ中立的な立場からの監査及び助言を期待しております。 なお、当社とは知的財産に関する委託業務の取引があります。
加藤 正樹	○	——	公認会計士の資格を有しているだけでなく、監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)の代表社員として培われた専門的な知識・経験等を有しているとともに、これまでの社外監査役としての経験を活かし、客観的かつ中立的な立場からの監査及び助言を期待しております。 なお、加藤氏が以前所属していた監査法人との間には、当社の会計監査人としての業務契約が存在しますが、同監査法人退職後9年以上が経過しており、取引所が定める独立要件を充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であると判断し、独立役員として選定しました。 当該社外監査役が独立役員であることにより、当社の取締役会の意思決定における客観性が高まるとともに、監査役会による監督機能の強化が図られ、経営の健全化と透明性の向上が期待できます。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬及び役員賞与について、当該取締役の業績に報いる対応をとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役8名に対し157百万円(うち、社外取締役1名に対し6百万円)及び監査役4名に対し20百万円(うち、社外監査役3名に対し8百万円)です。なお、取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会は、取締役の報酬の決定について定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績目標の達成及び企業価値向上への貢献並びに経済情勢等を勘案して決定します。なお、その総額については平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分を含めない)と決議いただいた取締役の報酬限度額の範囲内において、取締役会にて審議の上、決定するものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは特に定めておりませんが、社外取締役に対しては、取締役会事務局である経営企画室が、上程される議案について必要に応じて事前説明を行うとともに、要請があれば補足説明を行っております。また、社外監査役に対しては経営企画室の他、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は複数の法律事務所と顧問契約を結び、当該法律事務所より必要に応じ当社のコーポレート・ガバナンスに関するアドバイスを受けております。さらに会計監査人である有限責任監査法人トーマツにおいても、通常の監査を受けるとともに、適宜当社のコーポレート・ガバナンスに関するアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

原則、月2回以上開催される経営会議においては、社長及び各本部・部門の担当取締役が出席し、常勤監査役も同席することでお互いに担当業務執行に対する監視体制がとれていると考えております。また、当社は社外取締役2名(独立役員として指定)を選任しており、その職歴、経験、知識等を活かし外部的視点から、取締役会の場において経営会議にて決議された重要事項についての確認を行っており経営判断の合理性を確保しているものと考えております。加えて、当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名(うち2名を独立役員として指定)を選任しております。それぞれ職歴、経験、知識等を活かし外部的視点から監査を行っており、経営の監視機能を充分に果たし得る客観性及び中立性を確保していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は平成18年3月期の定時株主総会から、開催日の3週間前に株主総会招集通知の発送を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主に証券会社等のセミナーの場を利用して、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算時に決算説明会を実施するとともに、名古屋証券取引所の主催するIRエキスポに毎年出展し、証券アナリスト向けに個別面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告、有価証券報告書及び会社説明会資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の業務に従事する全社員が法令などに従うとともに、倫理的に行動するための判断の基準または行動の規準等を「アイホン行動規範」「行動規準に関する規程」として制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は本社・開発センター・豊田工場・大宝ビルにおいてISO14001を認証取得し、環境マネジメントシステム(EMS)に基づき、継続的な環境改善を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンス体制を確立するため、「アイホン行動規範」及び「コンプライアンス規程」並びに「行動規準に関する規程」を整備するとともにリスク管理委員会を設置し、個人情報保護法等の法令及び企業倫理に反しない企業を目指し啓蒙活動等を推進しております。以下の通り当社の業務の適正を確保する体制の整備を進めてまいります。

1. 当社の取締役及び使用人(以下、「役職員」といいます。)並びに子会社の取締役等(会社法施行規則第100条第1項第5項イに定める「取締役等」をいいます。以下同じ。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (2) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
 - (3) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役へ報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
 - (4) 法令上疑義のある行為等について当社の役職員及び子会社の取締役等がコンプライアンス規程に定めるリスク管理担当責任者に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
 - (5) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を取締役等及び使用人が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社は、これに関連するリスクを認識し、子会社の取締役等及び使用人への啓蒙や教育を図る。なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」といいます。)に記録し保存する。

当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、必要に応じて当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役へ報告され、速やかで適切な対応をとることとする。
4. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める事項を用いて、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

 - (1) 当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
 - (2) 当社における取締役・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
 - (3) 当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
 - (4) 当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
 - (5) 子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の取締役・子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (2) 当社に關係会社管理室を設置し、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室及び關係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関してもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。
7. 当社の役職員及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、「役職員等」といいます。)が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。
 1. 経営会議で決議された事項
 2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 3. 内部監査、リスク管理において重要な事項
 4. 重大な法令・定款違反
 5. 内部通報に関する事項
 6. その他、コンプライアンスに関連し重要な事項
 - (2) 当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。
 - (3) 子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。
 - (4) 子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。
 1. 子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

2. 内部監査、リスク管理において重要な事項
 3. 重大な法令・定款違反
 4. 内部通報に関する事項
 5. その他、コンプライアンスに関連し重要な事項
- (5) 当社は上記(1)乃至(4)の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。

8. 当社の監査役の職務執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る体制

- (1) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。
- (2) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- (3) 当社の監査役会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、当社の監査役からの取締役または使用人への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。

10. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
- (2) 子会社の取締役等は、当社に対して、月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

その他

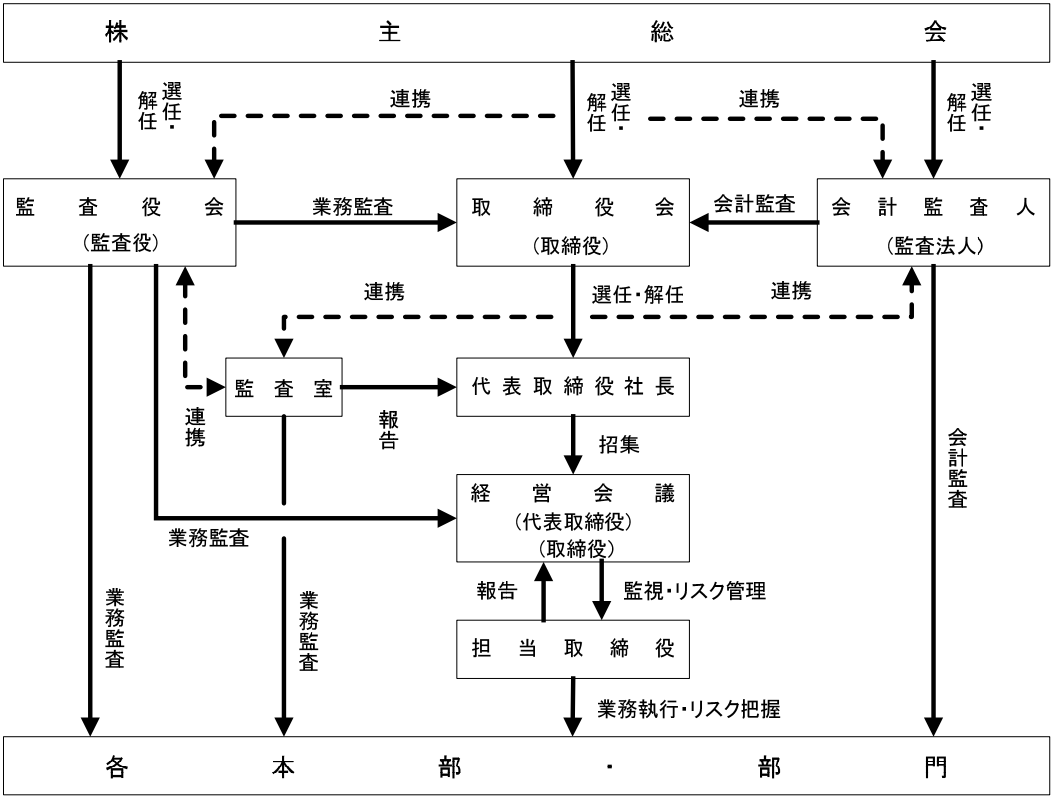
1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスに関わる模式図



コンプライアンスに関わる組織図

